

宴の左注——万葉集左注の一傾向——

文学研究科国文学専攻博士後期課程1年 安國 宏紀

はじめに

万葉集の左注には、「右の何首」というかたちで注を付す例が多くみられる。その例としてまず挙げられるのは、卷十三に顕著にみられる次のような左注であろう。¹⁾

冬ごもり 春さり来れば 朝には 白露置き 夕には 霞た
なびく 汚瑞能振 木末が下に うぐひす鳴くも

(卷十三・三三二二)

右の一首

三諸は 人の守る山 本辺には あしび花咲き 末辺には 椿
花咲く うらくはし 山そ 泣く子守る山 (三三二二)

右の一首

かむとけの 日香空の 九月の しぐれの降れば 雁がねも
いまだ来鳴かぬ 神奈備の 清き御田屋の 垣内田の 池の堤
の 百足らず 三十槻が枝に みづ枝さす 秋のもみち葉 卷

き持てる 小鈴もゆらに たわやめに 我はあれども 引き攀
ぢて みねもとををに ふさ手折り 我は持ちて行く 君がか
ざしに (三三二二三)

反歌

ひとりのみ 見れば恋しみ 神奈備の 山のもみち葉 手折り
来り君 (三三二二四)

右の二首

右は卷十三の冒頭部である。卷十三は作者不明歌を中心とした巻であるが、長歌とそれに付随する短歌を「右の一首」や「右の二首」などと左注を付して一括することで行くつかの群にまとめる独特の掲載方法がとられている。題詞を持たないために明確でない歌群の境を、「右の何首」という注記を挟み込むことによって明らかにしているのである。

一方、題詞をもつ歌群に「右の何首」という左注が付されている場合もある。

磐姫皇后、天皇を思ひて作らす歌四首

君が行き 日長くなりぬ 山尋ね 迎へか行かむ 待ちにか待
たむ (卷二・八五)

右の一首の歌は、山上憶良臣の類聚歌林に載せたり。

かくばかり 恋ひつつあらずは 高山の 岩根しまきて 死な
ましものを (八六)

ありつつも 君をば待たむ うちなびく 我が黒髪に 霜の置
くまでに (八七)

秋の田の 穂の上に霧らふ 朝霞 いつへの方に 我が恋止ま
む (八八)

右の場合、題詞の「歌四首」という記述から、八五～八八番歌が一つの歌群を構成していることは明らかである。八五番歌に付された「右の一首の歌は」という左注は、その歌群のなかにあつて八五番歌のみが「類聚歌林」登載歌であることを示している。この場合は、歌群を構成する複数の歌のうち、一部の歌にのみ注記を施すための左注であるといえる。

さて、これらと様相が異なるのが次のような例である。

二年壬寅、太上天皇、参河国に幸せる時の歌

引馬野に にはふ榛原 入り乱れ 衣にははせ 旅のしるしに
(卷一・五七)

右の一首、長忌寸奥麻呂

いづくにか 船泊てすらむ 安礼の崎 漕ぎ廻み行きし 棚な

し小船

右の一首、高市連黒人

(五八)

右の二首は、題詞から大宝二年(七〇二)の三河行幸の際の歌とみられる。二首それぞれに「右の一首」という左注が付され、それぞれの歌の作者名が明らかにされている。先の場合とは異なり、こちらは歌群を構成する複数の歌に対して、別個に注記を付した左注であるといえる。

本稿では、万葉集における「右の何首」という記述をもつ左注のうち、最後の例のように、歌群を構成する複数の歌全てに対して左注の記述が及んでいる歌群に注目し、その用例を整理しながら、そこにみられる傾向と問題を明らかにしてみたい。

一 用例の所在

最初に、用例の所在を確認したい。まず、先に挙げた五七～五八番歌のように、歌群を構成する全ての歌について「右の一首」というかたちで左注が個々に付されている用例を、巻ごとに歌番号をもつて挙げてみよう。

(卷一・五四～五六、五七～五八、六六～六九、七一～七二、七四～
七五)

(卷三・三八五～三八七)

(卷四・五六六～五六七)

(卷六・九九七～一〇〇二、一〇一三～一〇一四、一〇二四～一〇二七、一〇四二～一〇四三)
 (卷十七・三九九五～三九九八)
 (卷十八・四〇四六～四〇五一、四〇六六～四〇六九、四〇八六～四〇八八)
 (卷十九・四二二二～四二二三、四二五七～四二五九、四二六九～四二七二、四二七三～四二七八、四二七九～四二八一、四二八二～四二八四)
 (卷二十・四二九五～四二九七、四二九八～四三〇〇、四三〇二～四三〇三、四三二一～四三二七、四三二八～四三三〇、四三三七～四三四六、四三四七～四三五九、四三七三～四三八三、四三八四～四三九四、四四〇一～四四〇三、四四〇四～四四〇七、四四一三～四四二四、四四四二～四四四四、四四四六～四四四八、四四五二～四四五三、四四五七～四四五九、四四八六～四四八七、四四八八～四四九〇、四四九三～四四九四、四四九六～四五〇五、四五〇六～四五一〇、四五一一～四五一三)
 四三歌群、一八八首がこれに当たる。卷一と卷六、そして家持の歌日記的性格を持つ卷十七以降、特に卷十八、卷十九、卷二十に用例が集中している。本稿では、便宜的に、この左注を「I型」と呼んでみたい。

この「I型」に近い左注に、次のようなかたちをとる例がある。

故郷の豊浦の寺の尼の私房に宴する歌三首

明日香川 行き廻る岡の 秋萩は 今日降る雨に 散りか過ぎ
 なむ (卷八・一五五七)

右の一首、丹比真人国入

鶉鳴く 古りにし郷の 秋萩を 思ふ人どち 相見つるかも (一五五八)

秋萩は 盛り過ぐるを いたづらに かざしに挿さず 帰りなむとや (一五五九)

右の二首、沙弥尼等

この歌群では、「私房に宴する歌三首」のうち、一五五七番歌について、「右の一首」という左注をもって丹比真人国歌であることを示し、一五五八・一五五九番歌については、「右の二首」と一括しながら沙弥尼たちの歌であることを示している。この歌群のように、「右の一首」だけでなく「右の何首」という記述を用いながら歌群を構成する全ての歌に対して注記が及んでいる用例を、これも卷ごとに歌番号をもって挙げてみよう。

(卷三・四三八～四四〇、四四六～四五〇、四五四～四五九、四七五～四八〇)

(卷四・五六八～五七二)

(卷八・一五五七～一五五九、一五七四～一五八〇、一五八一～一五九二)

(卷十七・三八九〇～三八九九、三九四三～三九五五)

(卷十八・四〇三六～四〇四三、四〇五二～四〇五五)

(卷二十・四三六三～四三七二、四四三三～四四三五、四四四九～四四五二、四四五四～四四五六)

あわせて一六歌群、八九首を数える。ここでは、この左注を「Ⅱ型」と呼ぶことにしたい。「Ⅱ型」では、卷十七以降の用例が多いのは「Ⅰ型」と同様であるが、「Ⅰ型」で用例数の少なかった卷三や卷八の用例が増えている。

歌群を構成する複数の歌の全てについて「右の何首」というかたちで左注の記述が及ぼされている用例は、「Ⅰ型」と「Ⅱ型」の合計で五九歌群、二七七首を数える。

二 宴の歌および大伴氏関連歌への偏在

次に、題詞の記述を手がかりとしながら、前節で所在を確認した用例がどのような内容に関わる歌であるのか確認したい。まず、「Ⅰ型」の題詞を列挙してみよう。

- ・ 大宝元年辛丑の秋九月、太上天皇、紀伊国に幸せる時の歌
(卷一・五四～五六)
- ・ 二年壬寅、太上天皇、参河国に幸せる時の歌
(卷一・五七～五八)
- ・ 太上天皇、難波宮に幸せる時の歌
(卷一・六六～六九)
- ・ 大行天皇、難波宮に幸せる時の歌
(卷一・七一～七二)
- ・ 大行天皇、吉野宮に幸せる時の歌
(卷一・七四～七五)

・ 仙柘枝が歌三首
(卷三・三八五～三八七)

・ 大宰大監大伴宿禰百代等、驱使に贈る歌二首
(卷四・五六六～五六七)

・ 春三月に難波宮に幸せる時の歌六首
(卷六・九九七～一〇〇二)

・ 九年丁丑の春正月に、橘少卿并せて諸の大夫等、彈正尹門部王の家に集ひて宴する歌二首
(卷六・一〇一三～一〇一四)

・ 秋八月二十日に、右大臣橘家に宴する歌四首
(卷六・一〇二四～一〇二七)

・ 同じ月の十一日に、活道の岡に登り、一株の松の下に集ひて飲む歌二首
(卷六・一〇四二～一〇四三)

・ 四月二十六日、掾大伴宿禰池主が館にして、税帳使の守大伴宿禰家持に饒する宴の歌并せて古歌四首
(卷十七・三九九五～三九九八)

・ 水海に至りて遊覧する時に、各懐を述べて作る歌
(卷十八・四〇四六～四〇五一)

・ 四月一日に、掾久米朝臣広繩が館に宴する歌四首
(卷十八・四〇六六～四〇六九)

・ 同じ月の九日に、諸僚、少目秦伊美吉石竹が館に会ひて飲宴す。ここに主人百合の花縵三枚を造り、豆器に畳ね置き、賓客に捧げ贈る。各この縵を賦して作る三首
(卷十八・四〇八六～四〇八八)

・ 九月二日の宴の歌二首
(卷十九・四二二二～四二二三)

- ・十月二十二日に、左大弁紀飯麻呂朝臣の家にして宴する歌三首
(卷十九・四二五七〜四二五九)
- ・十一月八日に、左大臣橘朝臣の宅に在して肆宴したまふ歌四首
(卷十九・四二六九〜四二七二)
- ・二十五日、新嘗会の肆宴にして詔に応ふる歌六首
(卷十九・四二七三〜四二七八)
- ・二十七日、林王の宅にして、但馬按察使橘奈良麻呂朝臣に饒する宴の歌三首
(卷十九・四二七九〜四二八二)
- ・五年正月四日に、治部少輔石上朝臣宿嗣の家にして宴する歌三首
(卷十九・四二八二〜四二八四)
- ・八月十二日に、二三の大夫等、各壺酒を提りて高田の野に登り、聊かに所心を述べて作る歌三首 (卷二十・四二九五〜四二九七)
- ・六年正月四日に、氏族の人等、少納言大伴宿禰家持が宅に賀き集ひて宴飲する歌三首
(卷二十・四二九八〜四三〇〇)
- ・三月十九日に、家持が庄の門の槻樹の下にして宴飲する歌二首
(卷二十・四三〇二〜四三〇三)
- ・天平勝宝七歳乙未の二月に、相替りて筑紫に遣はさるる諸国の防人等が歌
二月六日に、防人部領使遠江国史生坂本朝臣人上が進る歌の
数十八首。ただし、拙劣の歌十一首あるは取り載せず。
(卷二十・四三三二〜四三三七)
- 二月七日に、相模国の防人部領使守従五位下藤原朝臣宿奈麻呂の進る歌の数八首。ただし、拙劣の歌五首は取り載せず。
(卷二十・四三三八〜四三三〇)
- 二月七日に、駿河国の防人部領使守従五位下布勢朝臣人主の、
実に進るは九日、歌の数二十首。ただし、拙劣の歌は取り載
せず。
(卷二十・四三三七〜四三四六)
- 二月九日に、上総国の防人部領使少目従七位下茨田連沙弥麻呂が進る歌の数十九首。ただし、拙劣の歌は取り載せず。
(卷二十・四三四七〜四三五九)
- 二月十四日に、下野国の防人部領使守正六位上田口朝臣大戸が進る歌の数十八首。ただし、拙劣の歌は取り載せず。
(卷二十・四三七三〜四三八三)
- 二月十六日に、下総国の防人部領使少目従七位下梶犬養宿禰浄人が進る歌の数二十二首。ただし、拙劣の歌は取り載せず。
(卷二十・四三八四〜四三九四)
- 二月二十二日に、信濃国の防人部領使、上道し、病を得て来ず。進る歌の数十二首。ただし、拙劣の歌は取り載せず。
(卷二十・四四〇一〜四四〇三)
- 二月二十三日に、上野国の防人部領使大目正六位下上毛野君駿河が進る歌の数十二首。ただし、拙劣の歌は取り載せず。
(卷二十・四四〇四〜四四〇七)
- 二月二十九日に、武蔵国の部領防人使掾正六位上安曇宿禰三國が進る歌の数二十首。ただし、拙劣の歌は取り載せず。

(卷二十・四四一三～四四二四)

・五月九日に、兵部少輔大伴宿禰家持が宅に集飲する歌四首

(卷二十・四四四二～四四四四)

・丹比国人真人の宅に宴する歌三首

(卷二十・四四四六～四四四八)

・八月十三日に、内の南安殿に在して、肆宴したまふ歌二首

(卷二十・四四五二～四四五三)

・天平勝宝八歳丙申の二月朔乙酉の二十四日戊申に、太上天皇・天皇・太后、河内の離宮に幸行し、信を経て壬子を以て難波宮に伝幸したまふ。三月七日に、河内国伎人郷の馬国人の家にして宴したまふ歌三首

(卷二十・四四五七～四四五九)

・天平宝字元年十一月十八日に、内裏にして肆宴したまふ歌二首

(卷二十・四四八六～四四八七)

・十二月十八日に、大監物三形王の宅にして宴する歌三首

(卷二十・四四八八～四四九〇)

・二年春正月三日に、侍従・豎子・王臣等を召し、内裏の東の屋の垣下に侍はしめ、即ち玉箒を賜ひて肆宴したまふ。ここに、内相藤原朝臣勅を奉じ宣りたまはく、「諸王卿等、堪に随ひ意の任に歌を作り并せて詩を賦せよ」とのりたまふ。仍りて詔旨に応へ、各心緒を陳べ、歌を作り詩を賦す。

(卷二十・四四九三～四四九四)

・二月に、式部大輔中臣清麻呂朝臣の宅にして宴する歌十五首

(卷二十・四四九六～四五〇五)

・興に依り、各高円の離宮処を思ひて作る歌五首

(卷二十・四五〇六～四五一〇)

・山斎を属目して作る歌三首 (卷二十・四五一一～四五一三)

「I型」の四三歌群のうち、二〇歌群の題詞に宴の場での歌であることが明示されている。「宴」という語句がみられない例においても、「大宰大監大伴宿禰百代等、馭使に贈る歌」(五六六～五六七)には「聊かに飲みて別れを悲しび、乃ちこの歌を作る。」という左注が付されており、送別の宴を開いた時の歌であると考えられる。「集ひて飲む歌」(一〇四二～一〇四三)や「各壺酒を提りて高円の野に登り」(四二九五～四二九七)、「集飲する歌」(四四四二～四四四四)という題詞の記述をもつ歌も酒宴の席で披露された歌であるといえよう。「水海に至りて遊覧する時」(四〇四六～四〇五一)の歌は、天平二十年(七四八)に大伴家持のもとを訪れた田辺福麻呂を客人とした遊覧の際の歌で、これも舟中での遊宴のような場で披露された歌であるとみられる。また、「各高円の離宮処を思ひて作る歌」(四五〇六～四五一〇)と「山斎を属目して作る歌」(四五一一～四五一三)の二歌群八首は、これに先行する「式部大輔中臣清麻呂朝臣の宅にして宴する歌」(四四九六～四五〇五)と同じ折の歌とみられ、これらも宴に関連する歌であるといえる。全四三歌群のうち二七歌群が宴の場に関連する歌群ということになる。なお、その宴の場には、「新嘗会の肆

「宴」(四二七三〜四二七八)のような公的な宴だけでなく、「諸僚、少目秦伊美吉石竹が館に会ひて飲宴す」(卷十八・四〇八六〜四〇八八)というように私的な宴も含まれているといえる。

「I型」の残りの歌群のうち、卷一の五歌群と卷六の「春三月に難波宮に幸せる時の歌六首」(九九七〜一〇〇二)は行幸関連歌である。主に行幸の中途や行幸先における旅宿りの際に興じあったとみれば、これらも先の二七歌群と同じように、宴に近い席上で披露された歌と想定することができらるだろう。「I型」でいまだ残るのは、「仙柘枝が歌三首」(三八五〜三八七)である。では、この三首はどのような状況でうたわれた歌なのであろうか。

「仙柘枝が歌三首」は、吉野の漁夫味稲が川で柘の枝を拾ったところ、その枝が仙女に化して妻になったという内容を持っていたとみられる、いわゆる柘枝伝説に関わる歌である。柘枝伝説の内容をめぐっては、これまでに土田杏村氏・倉野憲司氏・千々和実氏・目加田さくを氏・西村真次氏・尾崎暢殃氏・北谷幸冊氏らによって推定が試みられてきた⁽²⁾。しかし、既に小島憲之氏が指摘したように、伝説の断片を集めることでその全貌を知ろうとする作業には限界があるのも事実である⁽³⁾。この歌群に関するこれまでの研究史は、当該の万葉歌を手がかりにしながら柘枝伝説の本体について探ろうとする考察が中心になっており、この歌群の歌々がどのような場であつたものであるかを指摘した論考はわずかである。その中で、中西進氏は「恐らく、この歌は何時かの行幸の折(丁度山村行幸のよ

うに)に取り上げられた歌」であるとし⁽⁴⁾、また、西宮一民氏と伊藤博氏は、宴席で歌われたので雑歌部に入っているのであると論じた。伊藤論では更に、

(仙柘枝が歌三首)

この夕 柘の小枝の 流れ来ば 梁は打たずて 取らずかもあらむ (三八六)

右の一首 古に 梁打つ人の なかりせば ここにもあらまし 柘の枝はも (三八七)

右の一首、若宮年魚麻呂が作

という二首の「この夕」と「ここ」という表現に注目して、現場を指示する「この夕」については「宴席の時が夕方であったのかもしれない」とし、「ここ」についても「宴席の場をさすのであろう」と想定している⁽⁵⁾。当該歌群に関する研究論文はいまだ少なく、注釈書中で個々に触れられてはいるものの、とりわけ歌表現をいかにみるかという問題については検討の余地があると思われる。歌表現の問題を考慮しないで、左注の傾向だけから当該歌群について論じることは慎まなければならぬが、あえて言及するならば、宴や行幸に深く関わっているとみられる「I型」の用例の傾向からみて、「仙柘枝が歌三首」が披露された場というのも、中西・西宮・伊藤論の指摘しているように、宴や行幸の周辺の場であつたという見通しを立てることができるだろう。

さて、残りの用例は卷二十の天平勝宝七歳（七五五）の防人関連の九歌群である。これらの歌は、東国諸国の防人部領使（あるいは部領防人使）たちが兵部少輔大伴家持にそれぞれの国の防人歌を集めて進上した歌であるが、先の用例とは異なつて宴の場に関わる歌とはいえない例である。家持のもとに集められた防人関連歌を除けば、「I型」の用例には、総じて宴の周辺との関連性を指摘することができる。

続いて、「II型」についても同様の整理を行いたい。「II型」の題詞を次に列挙してみよう。

・神亀五年戊辰、大宰帥大伴卿、故人を思ひ恋ふる歌三首

（卷三・四三八～四四〇）

・天平二年庚午の冬十二月、大宰帥大伴卿、京に向かひて道に上る時に作る歌五首

（卷三・四四六～四五〇）

・天平三年辛未の秋七月に、大納言大伴卿の薨ぜし時の歌六首

（卷三・四五四～四五九）

・十六年甲申の春二月、安積皇子の薨ぜし時に、内舎人大伴宿禰家持が作る歌六首

（卷三・四七五～四八〇）

・大宰帥大伴卿、大納言に任せられ、京に入らむとする時に、府の官人ら、卿を筑前国の蘆城の駅家に饒する歌四首

（卷四・五六八～五七二）

・故郷の豊浦の寺の尼の私房に宴する歌三首

（卷八・一五五七～一五五九）

・右大臣橋の家の宴の歌七首

（卷八・一五七四～一五八〇）

・橋朝臣奈良麻呂、集宴を結ぶ歌十一首

（卷八・一五八一～一五九二）

・天平二年庚午の冬十一月、大宰帥大伴卿大納言に任せられ帥を兼ねること旧の如し、京に上る日に、儼従等別に海路を取りて京に入る。ここに羈旅を悲傷し、各所心を陳べて作る歌十首

（卷十七・三八九〇～三八九九）

・八月七日の夜に、守大伴宿禰家持が館に集ひて宴する歌

（卷十七・三九四三～三九五五）

・ここに、明日布勢の水海に遊覧せむと期り、仍りて懐を述べ、各作る歌

（卷十八・四〇三六～四〇四三）

・掾久米朝臣広繩が館に、田辺史福麻呂に饗する宴の歌四首

（卷十八・四〇五二～四〇五五）

・（天平勝宝七歳乙未の二月に、相替りて筑紫に遣はさるる諸国の防人等が歌）

二月十四日に、常陸国の部領防人使大目正七位上息長真人国島が進る歌の数二十七首。ただし、拙劣の歌は取り載せず。

（卷二十・四三六三～四三七二）

・三月三日に、防人を檢校する勅使と兵部の使人等と同じく集ひて飲宴するに作る歌三首

（卷二十・四四三三～四四三五）

・十八日に、左大臣、兵部卿橋奈良麻呂朝臣の宅にして宴する歌三首

（卷二十・四四四九～四四五二）

・十一月二十八日に、左大臣、兵部卿橋奈良麻呂朝臣の宅に集ひて宴する歌三首 (卷二十・四四五四～四四五六)

「Ⅱ型」の一六歌群についても、宴の場での歌であることが題詞に明示されている例が八例ある。この他に、四〇三六番歌後の左注に「前の件の十首の歌は、二十四日の宴に作る」という記述をもつ「明日布勢の水海に遊覧せむと期り、仍りて懷を述べ、各作る歌」(四〇三六～四〇四三)も宴における歌群である。また、「京に入らむとする時、府の官人ら、卿を筑前国の蘆城の駅家に餞する歌四首」(五六八～五七一)は、天平二年(七三〇)に大伴旅人が大納言に任ぜられて大宰府から平城京に帰還した際の歌であるが、題詞に記される「京に入らむとする時」の歌ではなく、五七〇番歌に「君が立つ日の近づけば」とうたわれていることからみて、出発よりも前に「筑前国の蘆城」で餞別の宴を催した際の歌であると考えられている⁶⁾。よって、一六歌群中の一〇歌群が宴に関連した歌と考えることができよう。

残りの六歌群のうち、四三六三～四三七二番歌は、「Ⅰ型」にもみられた天平勝宝七歳(七五五)の防人関連歌で、先の例と同じく「部領防人使」から大伴家持に進上された資料をもとにした歌である。「故人を思ひ恋ふる歌三首」(四三八～四四〇)は、神亀五年(七二八)に亡くなった妻の死を悲しんだ旅人の歌である。「京に向かひて道に上る時に作る歌五首」(四四六～四五〇)は、天平二年(七三〇)に平城京に帰還する道中で、亡き妻を偲びながらうたつ

た旅人の歌である。「大納言大伴卿の薨ぜし時の歌六首」(四五四～四五九)は、天平三年(七三一)に旅人臨終の際に「資人余明軍」と「内礼正具犬養宿禰人上」が旅人の死を悲しんでうたった歌である。「安積皇子の薨ぜし時に、内舍人大伴宿禰家持が作る歌六首」(四七五～四八〇)は、天平十六年(七四四)に安積皇子が急死した際に、大伴家持がうたった挽歌である。「ここに羈旅を悲傷し、各所心を陳べて作る歌十首」(三八九〇～三八九九)は、天平二年(七三〇)の旅人の平城京帰還の際、旅人の従者たちが、陸路を辿る旅人たちとは別に海路で帰京する時に詠んだ歌である。卷十七の冒頭、すなわち末四巻を占めるいわゆる家持歌日記の冒頭に配列されたこの歌群は、父旅人関連の資料を手に入れた家持の手によってこの位置に配列されたものとみられている。すると、残った六歌群は、全て大伴旅人・家持父子関連の歌だということになる。これは、先の「Ⅰ型」の場合と同じである。つまり、「Ⅰ型」「Ⅱ型」の用例は、宴の場に関連するとみられる歌か大伴氏関連の歌群のどちらかに存在するということになる。

三 左注の内容と歌資料の関係

「Ⅰ型」「Ⅱ型」の用例は、どうして宴の場に関連するとみられる歌と大伴氏に関連する歌群に偏在するのだろうか。まず、後者の場合から考えてみたい。

前節に挙げた大伴氏関連の歌群のうち、卷二十の天平勝宝七歳（七五五）の防人関連歌群は、諸国の防人部領使たちが各国の歌を集めて家持に進上し、家持が「拙劣の歌」を除外してから卷二十に載せた歌々である。これらの歌々に「右の何首」という左注が付されて、歌の作者名を中心とした情報が注記されているのであるが、ここにみられる細かな作者に関する情報は、諸国の防人部領使たちから家持に伝えられた資料をもとにしたものと考えられる。その資料は、所収歌の多さや防人たちの出自や名前に関する記述の詳しさからみて、文書として記載された資料であったと考えるのが妥当であるだろう。

「I型」「II型」に記された注記の内容としては、歌の作者名や伝誦者名に関する記述がほとんどであるが、わずかにこれに当てはまらない例もある。それが、大伴氏関連歌群中にみられる次の三歌群である。

・神龜五年戊辰、大宰帥大伴卿、故人を思ひ恋ふる歌三首

右の一首、別れ去にて数句を経て作る歌。（卷三・四三八）

右の二首、京に向かはむとする時に作る歌。

（四三九～四四〇）

・天平二年庚午の冬十二月、大宰帥大伴卿、京に向かひて道に上る時に作る歌五首

右の三首、軻の浦に過る日に作る歌。

（卷三・四四六～四四八）

右の二首、敏馬の崎に過る日に作る歌。（四四九～四五〇）

・十六年甲申の春二月、安積皇子の薨ぜし時に、内舎人大伴宿禰家持が作る歌六首

右の三首、二月三日に作る歌。（卷三・四七五～四七七）

右の三首、三月二十四日に作る歌。（四七八～四八〇）

右の例においては、歌の作者名は題詞で明らかにされており、左注では歌のうたわれた時に関する記述が記されている。作者名だけでなく、各々の歌がうたわれた時を記すこれらの左注は、歌がうたわれた時の詳細な状況がわかる大伴氏の周辺であるから可能な注記であるといえるだろう。旅人・家持に関連する歌群にみられる「I型」「II型」の左注は、大伴氏関連歌という歌の出所の確からしさに支えられた注記なのではないだろうか。

一方で、宴の場に関連するとみられる歌には、次のような例がみられる。

右大臣橘の家の宴の歌七首

雲の上に 鳴くなる雁の 遠くとも 君に逢はむと たもとは

り来つ （卷八・一五七四）

雲の上に 鳴きつる雁の 寒きなへ 萩の下葉は もみちぬる

かも （一五七五）

右の二首

この岡に 雄鹿踏み起し うかねらひ かもかもすらく 君故
にこそ （一五七六）

右の一首、長門守巨曾倍朝臣津島

秋の野の 尾花が末を 押しなべて 来しくも著く 逢へる君
かも (二五七七)

今朝鳴きて 行きし雁が音 寒みかも この野の浅茅 色付き
にける (二五七八)

右の二首、阿倍朝臣虫麻呂

朝戸開けて 物思ふ時に 白露の 置ける秋萩 見えつつもと
な (二五七九)

さ雄鹿の 来立ち鳴く野の 秋萩は 露霜負ひて 散りにしも
のを (二五八〇)

右の二首、文忌寸馬養

天平十年戊寅の秋八月二十日

右は、天平十年(七三八)八月二十日に橘諸兄邸で催された宴席
での歌である。「Ⅱ型」の左注のかたちで作者名に関する注記が三
箇所が付されているが、冒頭二首に対する左注だけが「右の二首」
以下に記述を持たないことが問題である。

この歌群は、巻六に載せられた次の歌群と同年同日の宴の歌とみ
られている。

秋八月二十日に、右大臣橘家に宴する歌四首

長門なる 沖つ借島 奥まへて 我が思ふ君は 千歳にもがも

(巻六・一〇二四)

右の一首、長門守巨曾倍朝臣

奥まへて 我を思へる 我が背子は 千歳五百歳 ありこせぬ

かも (一〇二五)
右の一首、右大臣の和ふる歌。

もししきの 大宮人は 今日もかも 暇をなみと 里に出でざ
らむ (一〇二六)

右の一首、右大臣伝へて云はく、故豊島采女が歌なり、
といふ。

橘の 本に道踏む 八衢に 物をそ思ふ 人に知らえず
(一〇二七)

右の一首、右大臣高橋安麻呂卿語りて云はく、故豊島采
女が作なり、といふ。ただし、或本に云はく、三方沙弥、
妻苑臣に恋ひて作る歌なり、といふ。然らば則ち、豊島
采女は当時当所にしてこの歌を口吟へるか。

巻八秋雑歌部の七首が秋の景物を詠み込んだ歌であるのに対して、
巻六雑歌の四首は季節に関する表現のない歌である。このことから、
伊藤博氏は、両群はもとと同じ宴の歌であったものが、季節表現
の有無によって巻六と巻八に分載されたものと想定した。そして、
この分載の過程において、「氏+名+姓」の敬称記載法をとる巻六
の「長門守巨曾倍朝臣」という記述と、一般的な「氏+姓+
名」の順をとる巻八の「長門守巨曾倍朝臣津島」という記述の違い
が生じ、一五七四・一五七五番歌左注下の記述も欠落してしまった
のだろうと想定した。

伊藤論は、「右の二首」以下に記述がない問題について、分載の際の欠落と捉えたが、ここではさらに一〇二七番歌に付された長い左注の記述に注目してみたい。一〇二七番歌の左注は、まずこの歌の作者が、亡くなった豊島采女だと高橋安麻呂が語り伝えたことに触れている。その後で、或本には三方沙弥が妻の苑臣を恋慕って作った歌だということになっていると指摘する。この指摘は、卷二所収の、

(三方沙弥、園臣生羽が女を娶りて、未だ幾の時も経ねば、病に臥して作る歌三首)

橘の 影踏む道の 八衢に 物をそ思ふ 妹に逢はずして 三方沙弥 (卷二・一二五)

との類歌関係を指摘するものであるとみられる。一〇二七番歌は、当座の創作歌ではなく、おそらくは初句の「橘」が橘諸兄を想起させることから宴の座興として持ち出された古歌であると考えられる。この左注は、高橋安麻呂が語り伝えた情報をそのまま記しながらも、左注筆者が「或本」の情報に照らしながら新たな見解を加えたものであるといえよう。

「I型」「II型」の用例のなかには、一〇二七番歌の左注のように、左注筆者が見解を加えている例がもう一箇所存在する。一部の歌については再提示することになるが、歌群全体を挙げてみよう。

仙柘枝が歌三首

霰降り 吉志美が岳を 険しみと 草取りはなち 妹が手を取

る

(卷三・三八五)

右の一首、或は云はく、吉野の人味稲、柘枝仙媛に与ふる歌なり、といふ。ただし、柘枝伝を見るに、この歌あることなし。

この夕 柘の小枝の 流れ来ば 梁は打たずて 取らずかもあらむ (三八六)

右の一首

古に 梁打つ人の なかりせば ここにもあらまし 柘の枝はも (三八七)

右の一首、若宮年魚麻呂が作

三八五番歌の左注では、この歌が柘枝伝説の登場人物であると思われる「吉野の人味稲」から「柘枝仙媛」に与えた歌だとする伝えがあるということと、左注筆者が「柘枝伝」を確認したのだがこの歌はそこに載っていなかったということが記されている。ここにも、一〇二七番歌の左注と同じように、歌について言われている伝えを記し、それについて文献資料を参考としながら検証を施す態度がみられる。

では、この二歌群の左注にはどうしてこのような検証的態度がみられるのだろうか。一〇二七番歌とも一つの歌群であったとみられる一五七四・一五七五番歌の左注下と、三八六番歌の左注下に共に記述がないことに注目したい。「I型」「II型」の用例のなかで、「右の何首」の下に記述を持たない例はこの二箇所だけである。

記述がない例と検証的態度がみられる左注が同じ二歌群にのみ存在していることからみて、この二歌群では、左注に記すべき歌の情報に不確かな部分があったのではないかと思われる。

一〇二六番歌や一〇二七番歌の左注は、右大臣や高橋安麻呂から語り伝えられた情報をもとにして記されている。その情報は、一方で「或本」という文献資料を用いて確認していることから、口頭で伝えられたものであったと考えられるだろう。

また、「仙柘枝が歌三首」は、卷三雑歌部の最後部、「右の歌は、若宮年魚麻呂誦む。ただし、未だ作者を審らかにせず。」という左注が付された「羈旅の歌一首并せて短歌」(卷三・三八八〜三八九)の直前に配列されている。家持歌巻以外で個人名が示される歌の伝誦者は若宮年魚麻呂(卷三・三八八〜三八九、卷八・一四二九〜一四三〇)と阿倍虫麻呂(卷八・一六五〇)の二人だけであることから、年魚麻呂は歌の伝誦を得意とした人物であったとみられている¹⁰。大久間喜一郎氏が、「羈旅の歌一首」と同じく「仙柘枝が歌三首」も年魚麻呂によつてうたい伝えられた歌であると推定するのが素直だと論じた¹¹ように、この歌群が年魚麻呂によつて口頭で伝えられた歌である可能性は高いと思われる。ただし、当該歌群ではこの歌を伝えた人物の名は明らかにされていない。この他の「I型」「II型」の用例では、歌の作者と同様に歌の伝誦者の名も明らかにされており、伝誦者名が伝わらないのは当該歌群だけである。このような例外的な事例が生じたのは、先述のように、この歌群が口頭とい

う不確実性を残す資料に依っているからではないか。ここでは、そうした不確実な資料の中にあつて、三八七番歌にのみ「若宮年魚麻呂が作」という作者名を明示する左注が付されていることに注目したい。口頭の資料に依っているために不確実な部分を残していると思われる歌群の中に、「若宮年魚麻呂が作」という作者名を明示した、いわば確実性の高い左注が存在していることに照らして、この歌群を伝えたのは年魚麻呂自身であると考えることができよう。三八七番歌に「若宮年魚麻呂が作」という左注が付されているのは、年魚麻呂がこの歌群の記載者に三八五〜七番歌を口頭で伝えた際、三八七番歌が自身の作歌であることを報告したために生じた左注ではないかと思われる。三八七番歌の左注の筆者は、この歌群を年魚麻呂から伝えられた記載者であるだろう。

ここで問題とした二歌群は、どちらも口頭によつて伝えられた情報をもとにしてしている部分があり、そのために左注に記すべき情報に不確かな部分が生じ、左注下に記述がないというような状況を生み出してしまったのではないだろうか。記載された資料に依つていたとみられる先の大伴氏に関連する歌群に比較して、より異同が生じやすい口頭の情報に依つていたことがこの問題の原因となつていないかと思われる。

おわりに

本稿では、万葉集中にみられる「右の何首」という記述をもつ左注のうち、歌群を構成する全ての歌に対して左注の記述が及んでいく用例（「I型」「II型」）について整理し、この左注が宴の周辺でうたわれたとみられる歌と大伴旅人・家持に関連する歌群に偏していることを指摘した。また、大伴旅人・家持に関連する歌群が万葉集の編纂に関わったとみられる家持周辺にあつて、記載された資料や大伴氏関連歌という歌の出所の確からしさに支えられた注記内容をみせるのに対して、天平十年（七三八）八月二十日の橘諸兄家の宴の歌や「仙柘枝が歌三首」では、口頭で伝えられたとみられる情報に依っているため左注の記述に欠落が生じているという見通しを立てた。

「I型」「II型」の左注は、その用例の傾向からみて、宴の場に深く関連する左注であると考えられる。先の二歌群では、左注に付すべき作者名がない場合でも、「右の二首」「右の一首」という部分は記されている。「右の何首」という左注は、下に記述を持たなくとも、それだけで宴の場を再現する機能を持ち合わせている左注であるといえよう。

この傾向を手がかりとしながら、歌の場に関する記述を持っていない「仙柘枝が歌三首」について、宴の周辺にあつた歌であろうという想定を試みた。ただし、ここでの調査はあくまでも左注の傾向

からの見通しを論じただけであつて、この歌群については歌表現からの検討を引き続き必要とする。それについては後考を期すこととしたい。

注

- (1) 万葉集の本文は、『新編日本古典文学全集 万葉集』（小学館、一九九四～六）による。
- (2) 土田杏村「仙柘枝伝説原形論」（『土田杏村全集 第十一卷』日本図書センター、一九八二、初出一九二八）、倉野憲司『古典と上代精神』（至文堂、一九四二）、千々和実「万葉集柘枝伝の探索と遡源―神都藍尼伝と久米仙人伝の源流―」（『東京学芸大学研究報告』七、一九五五）、目加田さくを「柘枝伝考」（『語文研究』一二、一九六一）、西村真次「萬葉集伝説歌謡の研究」（第一書房、一九七三）、尾崎暢映「仙柘枝の歌」（『萬葉歌の形成』明治書院、一九八一、初出一九七八）、北谷幸册「柘枝伝説歌覚書」（『相愛国文』一、一九八八）
- (3) 小島憲之「失はれた柘枝傳」（『上代日本文學と中国文學 中』第八章第一節、塙書房、一九六四、初出一九五四）
- (4) 中西進「仙柘枝歌」（『中西進万葉論集 第二卷』講談社、一九九五、初出一九六一）
- (5) 西宮一民『萬葉集全注』（有斐閣、一九八四）、伊藤博『萬葉集釋注』（集英社、一九九六）
- (6) 沢瀉久孝『萬葉集注釋』（中央公論社、一九五九）
- (7) 伊藤博「類歌の論」（『万葉集の歌群と配列 下』第八章第二節、塙書房、一九九二、初出一九七四）
- (8) 森本治吉・新村出『萬葉集総釈』（樂浪書院、一九三五）
- (9) 「はなち」の原文は、西本願寺本「可奈和」、紀州本「可奈知」。西

本願寺本の「可奈和」を「かなわ」と訓む説と、紀州本の「可奈知」を「叵奈知」の誤写とみて「はなち」と訓む説、「所奈知」として「そなち」と訓む（『萬葉集注釋』）説などがあり、未だ通説をみない。『新編日本古典文学全集』は「かなわ」説をとるが、語義不明である点に難がある。「叵」字と「可」字の誤写は八九二番歌にも指摘されており、ここでは「はなち」説をとる。

(10) 武田祐吉『萬葉集全註釋』（角川書店、一九五六）は、若宮年魚麻呂を「歌手として知られた人」ではないかと推測し、櫻井満「宮廷伶人の系譜」（『櫻井満著作集 第2巻』おうふう、二〇〇〇、初出一九七七）は、「宮廷にかかわる場で歌を誦詠する」「宮廷伶人」であったとみている。

(11) 大久間喜一郎「万葉伝誦歌の諸相」（『古代文学の伝統』武蔵野書院、一九七八、初出一九七三）

Left note of feast:Tendency to Left note in Manyoshu

YASUKUNI, Hiroki

In Manyoshu, a lot of examples that fix note in shape “Right poems how many” are seen. In this consideration, the example in Manyoshu was arranged, and classified. In conclusion, it was pointed out to distribute unevenly in the song that the example is related to the place of the feast by that. Moreover, this example was clarified when distributing unevenly in the song to which Otomo no Tabito and Otomo no Yakamochi were related. The prospect that it was the one that information was missed because it had been told by oral was set up about the example that was not recorded the content.